離　婚　協　議　書

　夫〇〇〇〇（以下「甲」という）と、妻△△△△（以下「乙」という）とは、本日、下記のとおり合意した。

記

第１条　（協議離婚、親権）

１　甲と乙は、本日、

□　長男・長女　　　　　　（　　　　年　　月　　日生）、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　年　　月　　日生）、

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（　　　　年　　月　　日生）

　　　　　　の親権者を（いずれも）【父・母】である【甲・乙】と定めて

　　　協議離婚することを合意し、離婚届に署名押印したことを確認する。

　　２　【甲・乙】は前項の離婚届を【乙・甲】に託し、【甲・乙】は、

　　　　　□　速やかに

　　　　　□　　　　　年　　月　　日限り

　　　離婚届を提出する。

第２条　（養育費）

　　１　【乙・甲】は、【甲・乙】に対し、前条記載の子（ら）の養育費として、（１人につき）１か月あたり金　　万円の支払義務があることを認め、これを　　　　年

月から

　　　　　□　同人が（それぞれ）２０歳に達する日の属する月まで、

　　　　　□　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　まで、

　　　毎月　　日限り、　　　　銀行　　　　支店の　　　　　　　　名義の普通預金口

　　　座（口座番号　　　　　　　）に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は【乙・甲】の負担とする。

　　２　甲と乙は、甲、乙双方の経済状態、物価の変動、その他の事情の変更があった場合には、前項の養育費の額について改めて協議する。

第３条　（面会交流）

　　　　【甲・乙】は、【乙・甲】に対し、【乙・甲】が第１条記載の子らと月　　回（程度）面会交流することを認める。面会交流の日時、場所、方法は、子らの福祉を尊重して、当事者双方が協議して定める。

第４条　（解決金・慰謝料・財産分与）

□　１　【甲・乙】は、【乙・甲】に対し、（解決金・慰謝料・財産分与）として金　　　　円

　　　の支払義務があることを認め、これを

　　　□　本日【乙・甲】に支払い、【乙・甲】はこれを受領した。

　　　□　　　　　年　　月　　日限り、

　　　□　　　　　年　　月から　　　　年　　月まで毎月　　日限り月額　　万円

ずつ、

　　　　　　　　　銀行　　　　　支店の　　　　　　　　名義の普通預金口座（口座番

号　　　　　　　　　）に振込む方法により支払う。ただし、振込手数料は【甲・乙】の負担とする。

□　２　【甲・乙】は、【乙・甲】に対し、本件離婚に伴う財産分与として、別紙物件目録記載の

　　　　□　不動産を

　　　　□　不動産の【甲・乙】の持分全部を

　　　分与する。

□　３　【甲・乙】は、【乙・甲】に対し、前項の不動産について、本日財産分与を原因とする（所有権・持分権）移転登記手続をする。登記手続費用は、【乙・甲】の負担とする。

第５条　（年金分割）

　　　　甲と乙との間の別紙年金分割のための情報通知書記載の情報に係る年金分割についての請求すべき按分割合を（0.5・0.　）と定める。

　　　（当事者双方は、年金分割事件の申立てをしない。）

第６条　（連絡）

　　　　甲及び乙は、互いの連絡先について、移転その他の理由による変更があった場合には、子（ら）の面会交流に支障のないよう、速やかに他方に連絡することに合意した。

第７条　（公正証書）

　　　　甲と乙は、本件離婚後速やかに、本件離婚協議書と同趣旨の強制執行認諾文言付

公正証書を作成することに合意した。

第８条　（精算条項）

　　　　当事者双方は、本件離婚に関し、本離婚協議書に定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認し、今後、名義の如何を問わず、互いに金銭その他一切の請求をしないものとする。

　以上のとおり合意したので、本離婚協議書２通を作成し、甲乙各自署名押印の上、各自１通ずつ保有する。

　　　　年　　月　　日

（甲）　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　（印）

（乙）　　住所

　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　（印）

別紙

物件目録

　　　　　１所　　在

　　　　　　地　　番　　　　番

　　　　　　地　　目　宅地・

　　　　　　地　　積　　　　　　平方メートル

　　　　　２所　　在

　　　　　　家屋番号　　　　番

　　　　　　種　　類　居宅・

　　　　　　構　　造　　　　　造　　　　葺　平屋建・　　階建

　　　　　　床面積　１階　　　　　平方メートル

　　　　　　　　　　　２階　　　　　平方メートル

　　　　　　　　　　　　階　　　　　平方メートル